

兵庫労働局発表
令和3年10月28日

【照会先】

労働基準部監督課
課長 藤井 茂
主任監察監督官 木戸 一雅
電話 078(367)9151
FAX 078(367)9165

報道関係者 各位

11月は「過重労働解消キャンペーン」月間です

～ 11月19日に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します ～

11月は、過労死等防止対策推進法に基づく過労死等防止啓発月間です。

兵庫労働局（局長 鈴木一光）では、過労死等防止啓発月間にあわせて、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

月間中は、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、労働局・労働基準監督署等の相談窓口において労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける「過重労働相談受付集中週間」の設定や、長時間労働の削減や賃金不払い残業の解消に向けた労働基準監督署による重点監督などの取組を集中的に実施します。

【主な実施事項】

- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します
日時：令和3年11月19日（金）13：00～15：30
会場：神戸市産業振興センター ハーバーホール（神戸市中央区東川崎町1-8-4）
参加無料・申込 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>
- 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します
労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。
集中週間：10月31日（日）から11月6日（土）
相談窓口 平日8：30～17：15 労働局または労働基準監督署
平日17時～22時、土日祝日9時～21時 0120-811-610（ほっとライン）
特別相談 11月6日（土）9時～17時 0120-794-713
- 重点監督を実施します
長時間にわたる過重な労働や事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などへ重点的な監督指導を実施します。
- 労使の主体的な取組を促します
キャンペーンの実施に先立ち、主な使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行っています。
- 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。